

平成26年7月18日

平成26年度第1回肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会



我が国の肝炎対策について

～新たな取り組みを中心に～

厚生労働省 健康局 疾病対策課
肝炎対策推進室

目 次

1. 肝炎対策基本法など

肝炎対策基本法、肝炎対策基本指針

2. 肝炎総合対策の推進

～新たな取り組みを中心に～

- (1) 肝炎治療促進のための環境整備
- (2) 肝炎ウイルス検査の促進
- (3) 肝疾患診療体制の整備、相談体制の整備 等
- (4) 国民に対する正しい知識の普及啓発
- (5) 研究の推進

3. その他

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・肝炎対策に関し、基本理念を定め、
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、
- ・肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

予防・早期発見の推進

- ・ 肝炎の予防の推進
- ・ 肝炎検査の質の向上 等

研究の推進

肝炎医療の均てん化の促進

- ・ 医師その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり

肝炎患者の
人権尊重

・
差別解消
に配慮

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

関係行政機関

設置



意見

資料提出等、
要請



協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討
→必要に応じ変更

肝硬変・肝がんへの対応

●治療水準の向上のための環境整備

●患者支援の在り方について、医療状況を勘案し、必要に応じ検討

肝炎対策基本指針の概要(平成23年5月16日策定)

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の**基本的な方向**

- 肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めることが重要であること。
- 肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検勧奨が必要であること。
- 地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制の整備の促進が必要であること。

- 抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果の検証を行うことが必要であること。
- 肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進が必要であること。
- 肝炎に関する正しい知識の普及啓発が必要であること。
- 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供が必要であること。

第2 肝炎の**予防**のための施策に関する事項

- 新たな感染を予防するための正しい知識の普及やB型肝炎ワクチンの予防接種の在り方に係る検討が必要であること。

第3 肝炎**検査**の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることの周知、希望する全ての国民が検査を受検できる体制の整備及びその効果の検証が必要であること。

第4 肝炎**医療**を提供する体制の確保に関する事項

- 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられる体制の整備及び受診勧奨が必要であること。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する**人材の育成**に関する事項

- 肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。

第6 肝炎に関する**調査及び研究**に関する事項

- 研究実績の評価や検証、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる研究の実施が必要であること。

第7 肝炎医療のための**医薬品の研究開発**の推進に関する事項

- 肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。

第8 肝炎に関する**啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重**に関する事項

- 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、肝炎患者等に対する不当な差別を防ぐため、普及啓発が必要であること。

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化が必要であること。
- 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援を行うこと。
- 地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制の構築等が望まれること。
- 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無について認識を持ち、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。
- 今後、各主体の取組について定期的に調査及び評価を行い、必要に応じ指針の見直しを行うこと。また、肝炎対策推進協議会に対し、取組の状況について定期的な報告を行うこと。

肝炎総合対策の推進

平成26年度予算

187億円

1. 肝炎治療促進のための環境整備

100億円

2. 肝炎ウイルス検査等の促進

32億円

○肝炎患者の重症化予防の推進（一部新規、12億円）

3. 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応等

7億円

○肝炎患者の相談支援や生活指導の充実（一部新規、5.4億円）

○一般医療従事者への研修（新規、5百万円）

4. 国民に対する正しい知識の普及啓発

2億円

○市民公開講座や肝臓病教室の開催による普及啓発の推進（新規、8百万円）

5. 研究の推進

46億円

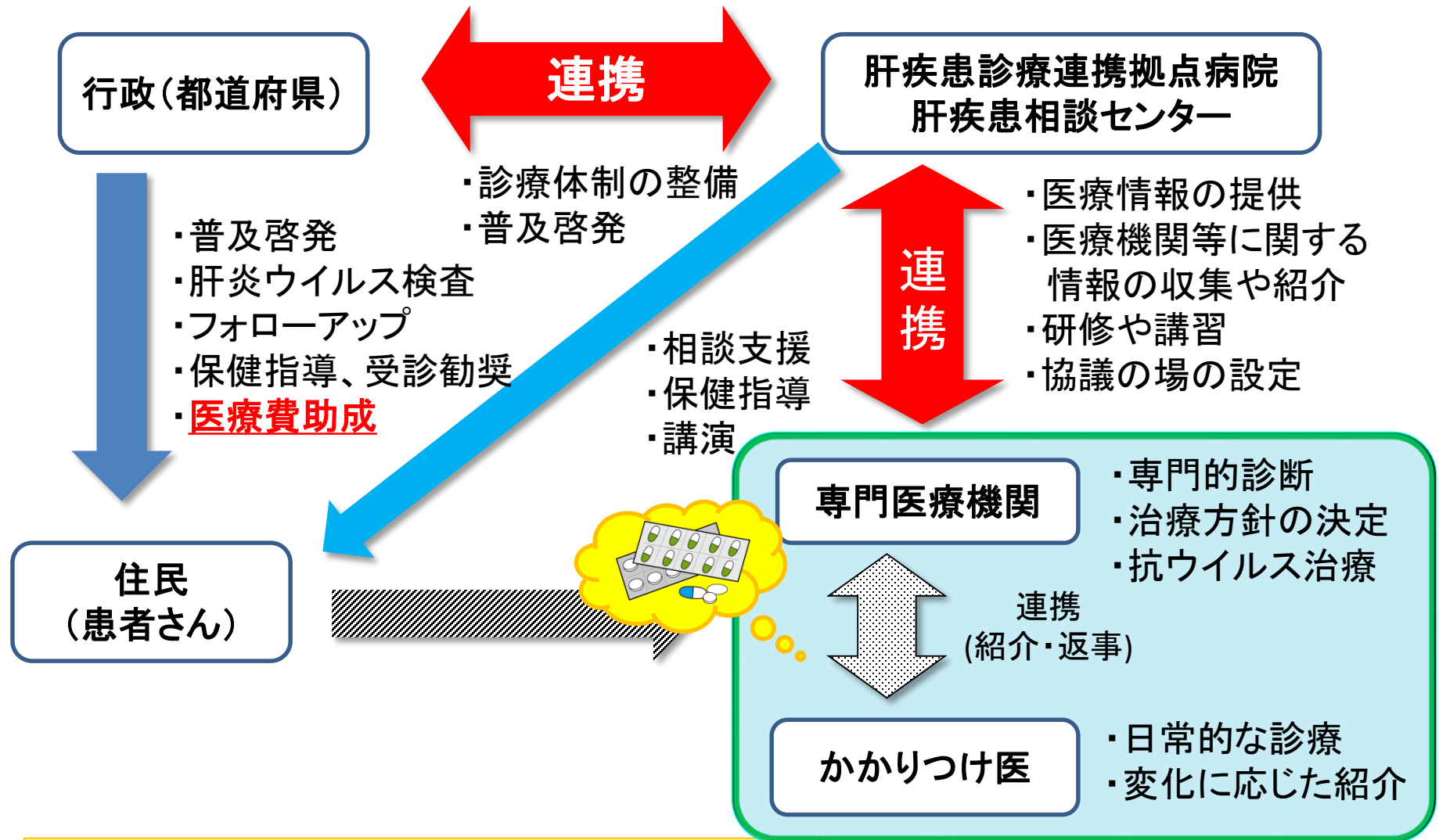
(1) 肝炎治療促進のための環境整備

肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

早期治療の促進のため、B型・C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療への医療費助成を行う。これにより、肝硬変、肝がんへの進行防止及び肝炎ウイルスの感染防止を図ることを目的とする。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	・ B型・C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 B型慢性肝疾患 ・ インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 C型慢性肝疾患 ・ インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・ インターフェロンあるいはペグインターフェロン＋リバビリン併用 ・ ペグインターフェロン＋リバビリン＋プロテアーゼ阻害剤の3剤併用 ・ B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療
自己負担 限度月額	原則1万円 （ただし、世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上の場合 は2万円）
財源負担	国：地方＝1：1
平成26年度予算案	99億円
総事業費	198億円

肝炎治療特別促進事業の適切な運用のために(診療連携体制との関係)



肝炎治療特別促進事業においても、診療ネットワークは重要となる

- 早期治療の促進。アクセスの改善。国民の健康の保持、増進。
- 対象医療を適切に実施。都道府県から定期的に指導・助言。

(2) 肝炎ウイルス検査等の促進

● 保健所等における検査の検査体制の整備、陽性者のフォローアップの推進（ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業）

- ・ 検査未受診者の解消を図るため、出張型検診や医療機関委託など利便性に配慮した検査体制を整備。

・ 陽性者のフォローアップの推進（新規）

肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対する医療機関への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査費用や低所得者の定期検査費用への助成を行い、医療機関へのアクセス改善を図る。

● 市町村における肝炎ウイルス検診等の実施、陽性者のフォローアップの推進（健康増進事業）

・ 肝炎ウイルス検診への個別勧奨の実施

40歳以上5歳刻みの者を対象として、無料で検査を受けることが可能な個別勧奨メニューを実施し、検査未受検者への受検促進の一層の強化を図る。

・ 陽性者のフォローアップの推進（新規）

ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について

特定感染症検査等事業におけるウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領

第1 事業目的

この事業は、利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第3 事業内容

1. 肝炎ウイルス検査
2. B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

3. 陽性者フォローアップ事業

- (1)陽性者のフォローアップ ※本事業以外の陽性者に対しても可能
(肝疾患連携拠点病院や市町村等の適当と認められる実施機関への委託可能)
- (2)検査費用の助成 ※フォローアップに同意した者
 - ア. 初回精密検査 (1年以内に本事業又は健康増進事業にて陽性を指摘された者)
 - イ. 定期検査 (住民税非課税世帯)

「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」の一部改正について

健康増進事業における肝炎ウイルス検診等実施要綱(抜粋)

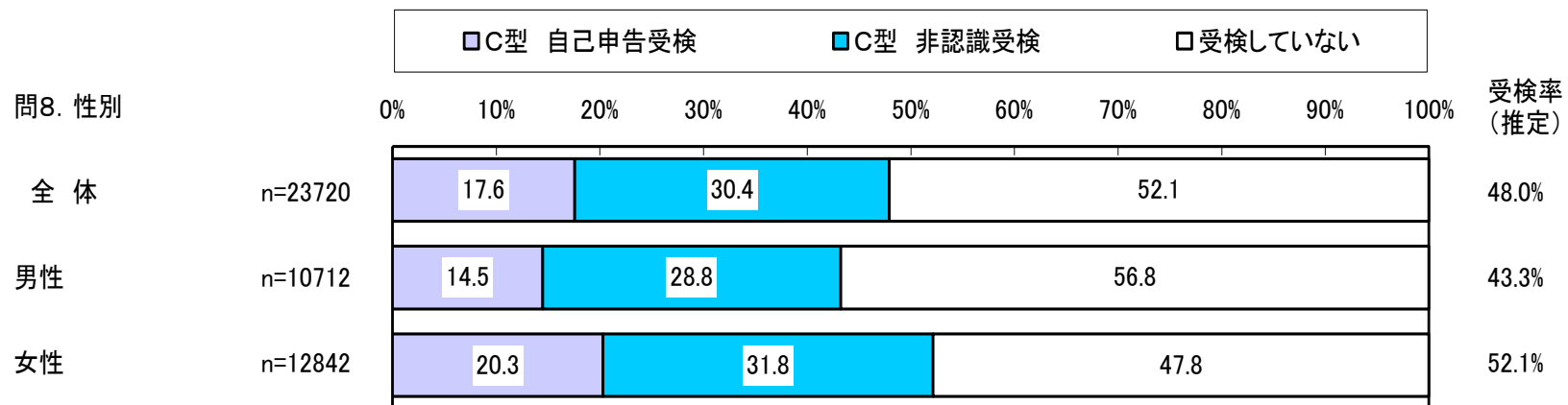
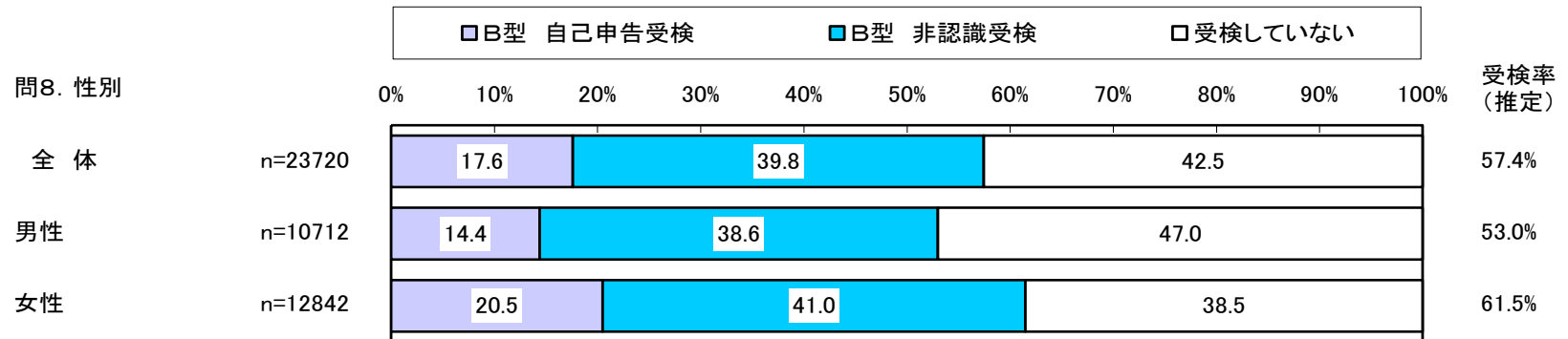
9. 陽性者のフォローアップ ※本事業以外の陽性者に対しても可能
(都道府県等の事業においてフォローアップすることも可能)

自己申告受検・非認識受検の割合について

～平成23年度肝炎検査受検状況実態把握事業より～

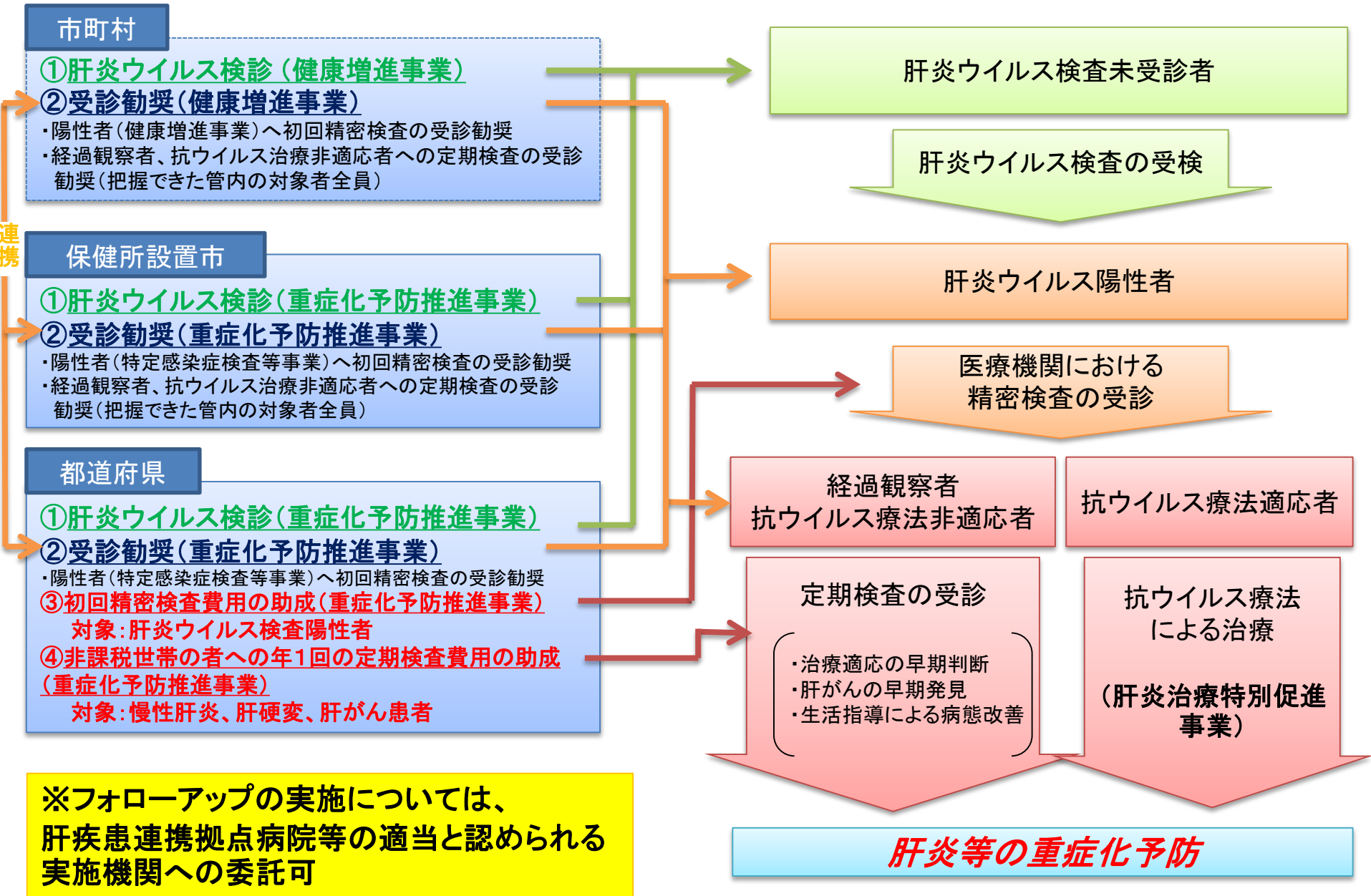
○自己申告受検:「肝炎ウイルス検査を受けたことがある」と回答した者。

○非認識受検:肝炎ウイルス検査を『受けたことがない』または『分からない』と回答しているが、大きな外科手術、妊娠・出産などの経験があり、検査を受けていることが予想される者。



手術や検査前に検査を受けていると考えられるが、自身では認識していない「非認識受検者」が多く存在する。

ウイルス性肝炎患者等の重症化予防の推進



(3) 肝疾患診療体制の整備、相談体制の整備

健発0331第37号

「感染症対策特別促進事業の実施について」の一部改正について

肝炎患者等支援対策事業実施要綱より

3. 事業内容

(12)肝疾患相談センターの実施(追加)

保健師や栄養士を配置し、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を行う。

(14)一般医療従事者の研修事業(新規)

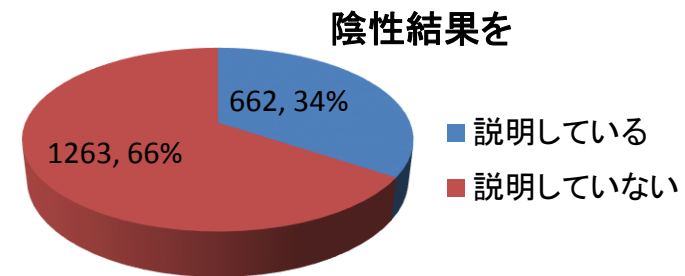
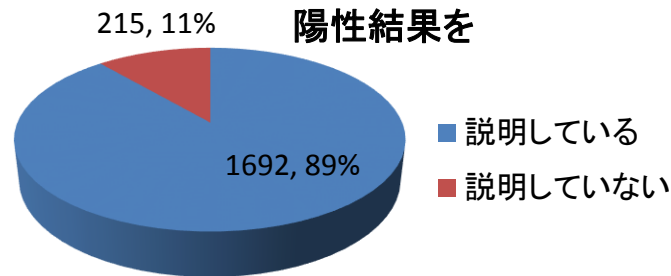
医療現場における肝炎患者の早期発見を促進し、肝炎患者を適切な医療に繋げることを目的に、日常的に肝炎治療に携わっていない医療従事者を対象に、肝炎に関する基礎的な研修を実施する。

(15)市民公開講座や肝臓病教室の開催(新規)

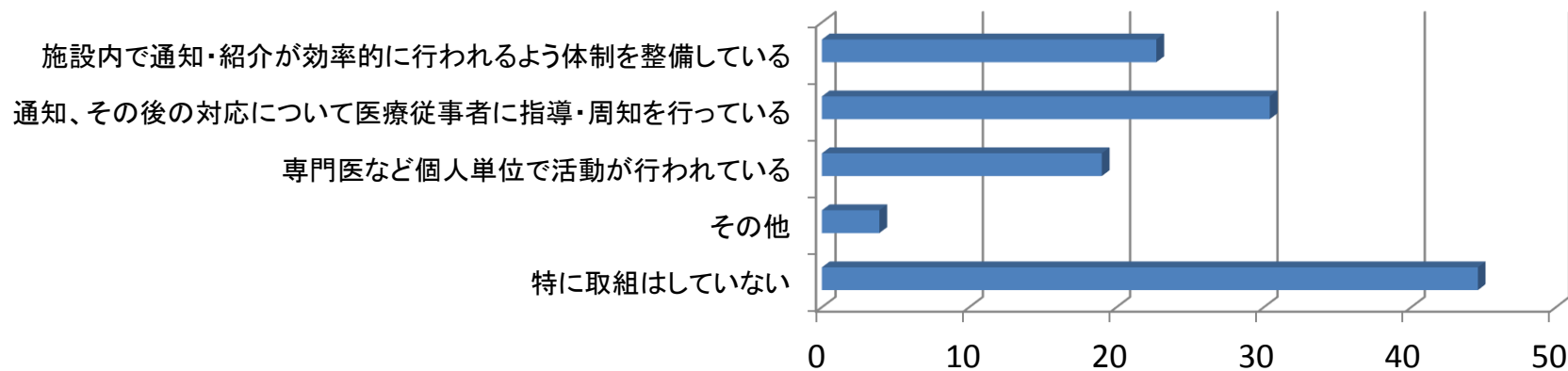
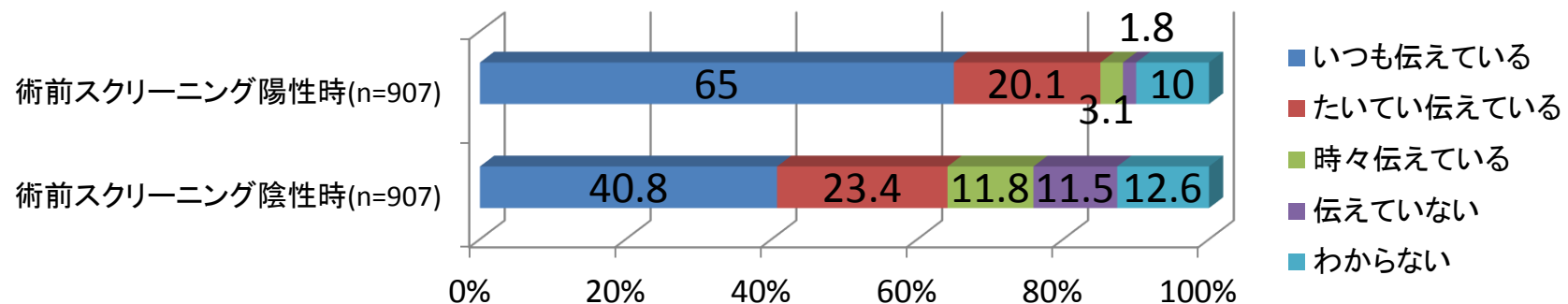
肝炎の病状や最新の治療法、日常生活の留意点などの必要な知識を分かりやすく伝えるとともに、肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患相談センターの周知を図る。

医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況

平成24年度厚生労働科学研究費補助金「病態別の患者の実態把握のための調査および肝炎患者の病態に即した相談に対応できる相談員育成のための研修プログラム策定に関する研究」報告より



平成25年度厚生労働科学研究費補助金「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」報告より



関係団体の長 宛

手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明について

○肝炎対策基本指針(平成23年5月16日告示)より

「国及び地方公共団体は、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、受検者に適切に説明を行うよう要請する。また、国は、医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況等について、実態把握のための調査研究を行う。」

○肝炎ウイルス検査体制の整備、受診勧奨および普及啓発を効果的に推進するため
肝炎ウイルス検査の検査目的や検査結果に関わらず、受検者自身が検査結果を正しく認識できるよう医療提供者が適切な説明を行うことについて改めて理解、周知を依頼。

各都道府県衛生主管部(局)長 宛

○上記について、各都道府県においても、改めて関係団体等に対する要請等、依頼。

(4) 国民に対する正しい知識の普及啓発

◎ 教育、職場、地域あらゆる方面への正しい知識の普及啓発

- ・ 肝炎ウイルスの新規感染予防
- ・ 患者・感染者に対するいわれのない偏見・差別の防止
- ・ 検査、適切な受診、治療の促進、周囲のサポート

肝炎患者等支援対策事業(普及啓発部分) (一部新規) 19百万円

○ 自治体の普及啓発活動に対する補助事業

- ・ シンポジウム開催、ポスター作成、新聞・中吊り広告 等

○ 拠点病院の普及啓発活動に対する補助事業(新規)

- ・ 市民公開講座や肝臓病教室の開催



肝炎総合対策推進国民運動事業(肝炎総合対策費) 1億円

- 多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進する。

肝炎総合対策推進国民運動事業

多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進する。

「知って、肝炎」ホームページ <http://kan-en.org/>

知って、肝炎
This is Hepatitis-Know it. Confront it.

厚生労働省
肝炎総合対策推進国民運動事業

公式Facebookページ Twitter公式アカウント

お問い合わせ サイトマップ 企業サポーターについて リンクについて

TOP プロジェクトについて 肝炎とは? 肝炎データバンク 活動報告 この活動に参加するには

パートナー企業・団体募集
肝炎疾患啓発活動を通じて健全な社会を広げよう!

知って、肝炎
This is Hepatitis-Know it. Confront it.

第2回 日本肝炎デー Guinness World Recordにチャレンジ!

パートナー参加方法・参加登録申請 →

NEWS&TOPICS 一覧を見る >

第2回日本肝炎デーを西武ドームにて開催いたしました

2013.07.17
「世界肝炎デー」に於ける普及啓発イベント@大阪

2013.07.17
「世界肝炎デー」に於ける普及啓発イベント@有楽町

7月28日の世界肝炎デー
(日本肝炎デー)での広報



私たちは、肝炎をよく知り、肝炎に向き合って、克服を目指します。



私たちは、肝炎を、見過ごしません。聞き逃しません。
話し合うことを止めません。

継続的な広報・普及啓発活動

- ・ 市民公開講座、肝臓病教室、シンポジウム
- ・ ポスター、リーフレット、広告 など

(5) 研究の促進

平成20年度～

肝炎研究7カ年戦略

【目的】

国内最大級の感染症といわれるB型肝炎・C型肝炎の治療成績の向上を目指し、肝炎に関する臨床・基礎・疫学研究等を推進するもの。

【戦略期間】

平成20年度から26年度（開始4年目に中間見直しを行う。）

【戦略目標】

- ・B型肝炎の臨床的治癒率を30%から40%まで改善
- ・C型肝炎（1b型高ウイルス量）の根治率を現状の50%から70%まで改善
- ・非代償性肝硬変の5年生存率を現状の25%からB型は50%、C型は35%まで改善
- ・進行肝がんの5年生存率を現状の25%から40%まで改善



平成23年度の中間見直しにおいて 肝炎研究における現状と主な課題を整理

【臨床研究分野】

C型肝炎：難治症例を除いてペグインターフェロンとリバビリンの併用療法の著効率が約80%となっている。

B型肝炎：インターフェロン（IFN）による治療成績（VR率）は約20～30%にとどまっている。IFNによる治療効果が期待しにくい症例では、逆転写酵素阻害剤を継続投与するが、長期投与によるウイルスの薬剤耐性化が問題となっている。

【基礎研究分野】

C型肝炎：培養細胞によるウイルス増殖系が確立され、臨床応用に向けた基礎研究が着実に実施される環境にある。

B型肝炎：ウイルスの培養細胞系や感染複製機構が確立されていないなど、基礎研究を行うのに十分な環境が整備されていない。



平成24年度～

肝炎研究10カ年戦略

【背景】

これまでに行ってきた研究に加え、B型肝炎の画期的な新薬の開発を目指し、基盤技術の開発を含む創薬研究や、新薬の実用化に向けた臨床研究を総合的に推進する必要性がある。

【戦略期間】 平成24年度から33年度（開始5年目に中間見直しを行う。）

【主な新規課題】 B型肝炎の治療成績の改善（VR率の改善やHBs抗原の消失）につながる研究

B型肝炎の創薬実用化を目指した研究（候補化合物の大規模スクリーニング、ウイルス感染複製機構の解明やゲノム解析、HBV感染小動物モデルの開発に関する研究等）

【戦略目標】

- ・B型肝炎の治療成績（VR率）を現状の20～30%から40%まで改善
- ・C型肝炎（1b型高ウイルス量）の治療成績（SVR率）を現状の50%から80%まで改善
- ・非代償性肝硬変の5年生存率を現状の25%からB型は50%、C型は35%まで改善
- ・進行肝がんの5年生存率を現状の25%から40%まで改善



平成26年度 肝炎関連研究事業一覧

○国民のニーズの高いB型肝炎・C型肝炎・肝硬変・肝がん等に関する研究を総合的に推進

B型肝炎・C型肝炎の感染者は、現在、全国で合計約300～370万人と推定され、国内最大級の感染症といわれている。肝炎医療の水準の向上等に向けて、「肝炎研究10か年戦略」を踏まえ、肝炎に関する基礎、臨床、疫学研究、および行政的な課題を解決するために必要な研究等を総合的に推進する

1. 肝炎等克服政策研究事業(3億円)

【事業の概要】

肝炎に関する疫学・行政研究等を進め、肝炎対策を総合的に推進するための医療体制・社会基盤整備に必要な研究を推進する。

【研究課題】

- ・急性肝炎も含めた肝炎ウイルスの感染状況と治療導入対策に関する研究
- ・小児におけるB型肝炎の水平感染の実態把握とワクチン戦略の再構築に関する研究
- ・効率的な肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップシステム構築のための研究
- ・肝疾患患者を対象とした相談支援システムの構築、運用、評価に関する研究 等

2. 肝炎等克服実用化研究事業(43億円)

【事業の概要】

肝炎に関する基礎、臨床研究等を進め、肝炎治療実績の大幅な改善につながる成果の獲得やB型肝炎に対する画期的な新規治療薬の開発を目指す研究等を推進する。

i. 肝炎等克服緊急対策研究事業

肝炎ウイルス持続感染機序の解明や肝疾患における病態の進展予防法及び新規治療薬の開発等を推進する。

【研究課題】

- ・ウイルス性肝炎に対する最新の治療法を含めた治療指針の作成に関する研究
- ・肝炎ウイルスの複製増殖および病原性発現機構の解明
- ・肝機能の改善につながる治療薬の開発を目指した研究 等

ii. B型肝炎創薬実用化等研究事業

B型肝炎に対する画期的な新規治療薬の開発を目指し、基盤技術の開発を含む創薬研究や臨床研究等を総合的に推進する。

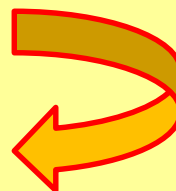
【研究課題】

- ・B型肝炎の既存薬剤の周辺化合物探索による新規治療薬の開発に関する研究
- ・候補化合物の大規模スクリーニングによるB型肝炎の新規治療薬の開発に関する研究
- ・B型肝炎の新規治療薬を開発するためのウイルスの感染複製機構の解明に関する研究
- ・B型肝炎ウイルスのレセプター等の標的物質の探索・構造解析に関する研究 等

※新たな医療分野の研究開発体制の設立に伴い、肝炎研究を上記の通り再編成

今後の肝炎対策における重要事項

- ・肝炎に関する知識の普及啓発
- ・肝炎ウイルス検査の推進
- ・適切な受診・医療への結びつけ
- ・治療法の進歩や地域の実情に応じた診療連携
- ・相談支援体制の整備、活用
- ・研究の促進、成果の発信



肝炎対策基本指針
(平成23年5月～)

これまでの取り組みに対する評価
今後の見通し